奈半利町簡易水道事業経営戦略

令和７年３月

奈 半 利 町

目　　次

１．事業概要 1

（１）事業の現況 1

（２）これまでの主な経営健全化の取組 2

（３）経営比較分析表等を活用した現状分析 2

２．将来の事業環境 4

（１）給水人口の予測 4

（２）水需要の予測 4

（３）料金収入の見通し 5

（４）施設の見通し 5

（５）組織の見通し 5

３．経営の基本方針 5

４．投資･財政計画（収支計画） 6

（１）投資･財政計画（収支計画）：別紙のとおり 6

（２）投資･財政計画（収支計画）の策定に当たっての説明 6

（３）投資･財政計画（収支計画）に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要 7

５．経営戦略の事後検証、改定等に関する事項 8

６．その他 9

７．経営戦略ひな形様式（別紙） 9

奈半利町簡易水道事業経営戦略

団　体　名	：	奈半利町
事　業　名	：	簡易水道事業
策　定　日	：	令和７年３月
計 画 期 間	：	令和７年度～令和 16 年度

１．事業概要

（１）事業の現況

① 給水

供用開始年月日	昭和 31 年４月１日	計画給水人口	2,680　人
法適(全部・財務)・非適の区分	法適（一部）	現在給水人口	2,758　人
		有収水量密度	912　㎥／ha

② 施設

水　　源	■表流水，□ダム，□伏流水，■地下水，□受水，□その他			
施　設　数	浄水場設置数	1	管路延長	39.116　千m
	配水池設置数	3		
施設能力	2,524　㎥／日		施設利用率※	66.3　%

※施設利用率：（年間総配水量÷365 日）÷施設能力×100 で算定

③ 料金

料金体系の概要・考え方	当町の料金体系は、基本水量を設定した基本料金、メーター使用料、実際に使用した水量に対する超過料金を徴収する二部料金制としており、令和７年４月１日より改定予定である。

＜料金表＞１か月につき（税込）

種別	基本水量	基本料金	メーター使用料	超過料金（1 ㎥につき）
家庭用	10 ㎥	765 円	35 円	80 円
特別用	なし	なし	なし	319 円

料金改定年月日(消費税のみの改定は含まない)	令和７年４月１日

④ 組織

本町の簡易水道事業は地域振興課において運営しています。

【地域振興課】職員数４名

課長	（1 名）
参事	（1 名）
課長補佐	（1 名）
担当職員	（1 名）
うち、損益勘定職員	（1 名）

（２）これまでの主な経営健全化の取組

本町では、本村簡易水道事業と加領郷簡易水道事業を事業統合し、平成 29 年 4 月 1 日より、奈半利町簡易水道事業としました。

また、平成 29 年度には、事業統合を踏まえ、中長期的な更新計画を含む水道ビジョンを作成し、施設の更新・耐震化をすすめるとともに経営の効率化、健全化に取り組むこととしています。

さらに、令和 6 年度から公営企業会計に移行し、これまでの経営努力にとどまることなく一層の効率的な事業推進に取り組み、持続可能な事業運営を実施していきます。

（３）経営比較分析表等を活用した現状分析

・直近の経営比較分析表（「公営企業に係る「経営比較分析表」の策定及び公表について）（公営企業三課室長通知）」による経営比較分析表）は次のとおりです。

経営比較分析表（令和5年度決算）

高知県　奈半利町

業務名	業種名	事業名	類似団体区分	管理者の情報
法非適用	水道事業	簡易水道事業	D3	非設置
資金不足比率(%)	**自己資本構成比率(%)**	**普及率(%)**	**1か月20m³当たり家庭料金(円)**	
-	該当数値なし	95.37	1,259	

人口（人）	面積(km²)	人口密度(人/km²)
2,922	28.37	103.00
現在給水人口(人)	**給水区域面積(km²)**	**給水人口密度(人/km²)**
2,758	4.00	689.50

グラフ凡例
- ■　当該団体値（当該値）
- ー　類似団体平均値（平均値）
- 【】　令和5年度全国平均

1. 経営の健全性・効率性

①収益的収支比率(%)

【76.13】

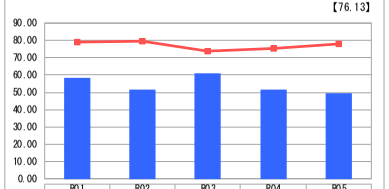

	R01	R02	R03	R04	R05
当該値	58.46	51.55	60.89	51.49	49.52
平均値	79.10	79.33	73.54	75.44	78.14

②累積欠損金比率(%)

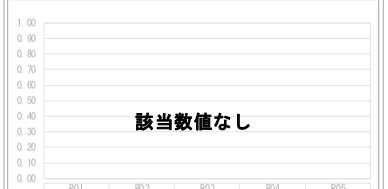

	R01	R02	R03	R04	R05
当該値					
平均値					

③流動比率(%)

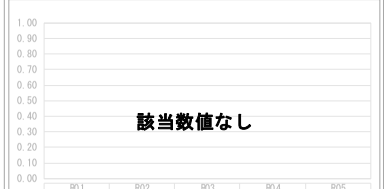

	R01	R02	R03	R04	R05
当該値					
平均値					

④企業債残高対給水収益比率(%)

【1,045.20】

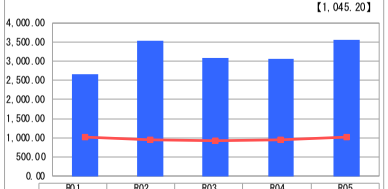

	R01	R02	R03	R04	R05
当該値	2,662.55	3,535.80	3,089.81	3,072.32	3,552.70
平均値	1,018.52	949.61	918.84	955.49	1,017.90

⑤料金回収率(%)

【49.51】

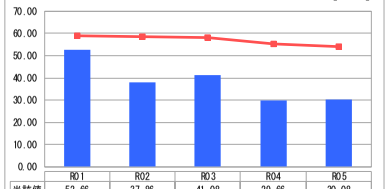

	R01	R02	R03	R04	R05
当該値	52.66	37.86	41.08	29.66	30.08
平均値	58.79	58.41	58.27	55.15	53.95

⑥給水原価(円)

【317.14】

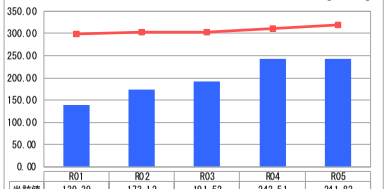

	R01	R02	R03	R04	R05
当該値	139.39	173.12	191.52	243.51	241.83
平均値	298.25	303.28	303.81	310.26	318.99

⑦施設利用率(%)

【55.00】

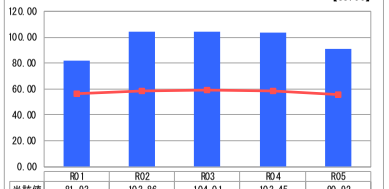

	R01	R02	R03	R04	R05
当該値	81.93	103.86	104.01	103.45	90.92
平均値	56.04	58.52	58.88	58.16	55.90

⑧有収率(%)

【69.82】

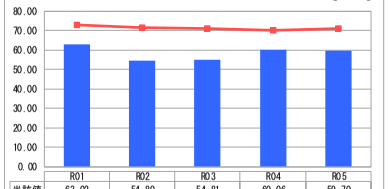

	R01	R02	R03	R04	R05
当該値	63.02	54.80	54.81	60.06	59.70
平均値	72.78	71.33	71.15	70.34	71.08

2. 老朽化の状況

①有形固定資産減価償却率(%)

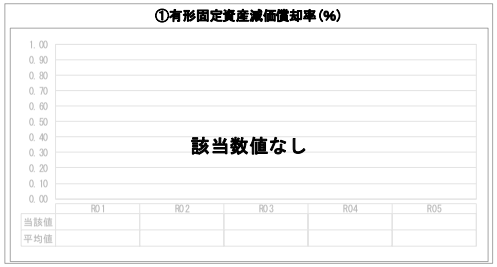

	R01	R02	R03	R04	R05
当該値					
平均値					

②管路経年化率(%)

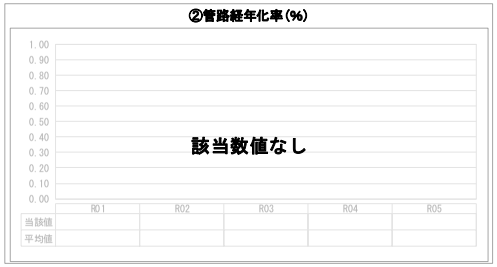

	R01	R02	R03	R04	R05
当該値					
平均値					

③管路更新率(%)

【0.40】

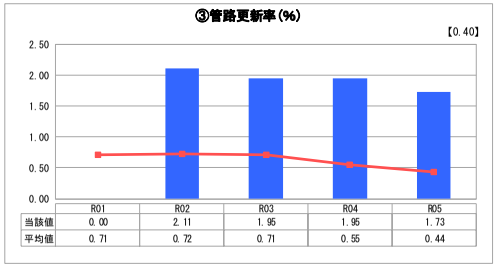

	R01	R02	R03	R04	R05
当該値	0.00	2.11	1.95	1.95	1.73
平均値	0.71	0.72	0.71	0.55	0.44

分析欄

1. 経営の健全性・効率性について

収益的収支比率が低い値となっており、料金回収率についても減少傾向にあるため、改善が必要である。
企業債残高対給水収益比率が上昇傾向であるが、これは債務残高が年々上昇してきているためである。その理由としては、施設及び管路の耐震化を実施しているためであるが、事業全体を安定的に継続するために必要な事業（更新工事等）を適正規模で行っているものであり、引き続き財務状況とのバランスに注意しながら行っていく。

2. 老朽化の状況について

当町では、平成22年度から計画的に管路の更新事業を実施し、老朽化対策に取り組んでいる。
今後も計画的に未更新管路の更新に取り組んでいく。

全体総括

当町では、料金収入が少なく、使用者負担の原則に基づく適正な料金負担となるよう検討を図り、必要に応じ料金改定等を行うことを考えていく。
また、企業債を借り入れに関しては、引き続き、安定的な給水と財務状況のバランスを考えながら、対応していきたい。
令和7年度には料金改定を行うが、将来にわたり安定して事業を経営していくために引き続き料金改定の検討や効率的な施設更新を行っていかなければならない。

２．将来の事業環境

（１）給水人口の予測

・本町の行政区域内人口と給水人口は、令和 5 年度までは実績値、令和 6 年度以降については次の方法により算定しています。
・給水人口＝行政区域内人口（推計値）×普及率（R5 年度実績値）
・行政区域内人口の推計は、「国立社会保障・人口問題研究所」による将来推計人口（令和 5 年 12 月公表）と令和 2 年国勢調査結果及び行政区域内人口実績値を用いて推計しています。
・10 年後に当たる令和 16 年度には、少子高齢化等の影響により、令和 5 年度給水人口の 83%程度に減少する予測となっています。

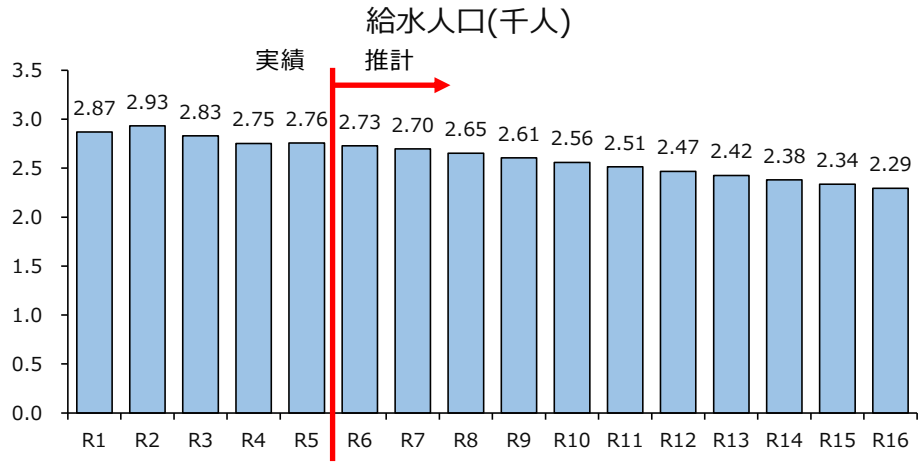

（２）水需要の予測

・本町の水需要（有収水量）は、令和 5 年度までは実績値、令和 6 年度以降については次の方法により算定しています。
・有収水量(水道料金徴収の対象となった水量)
＝給水人口（推計値）×直近の 1 人当たりの有収水量（R5 年度実績）
・少子高齢化等の影響による給水人口の減少を受け、10 年後に当たる令和 16 年度には、給水人口と同様に減少し、令和 5 年度の 83%程度に減少する予測となっています。

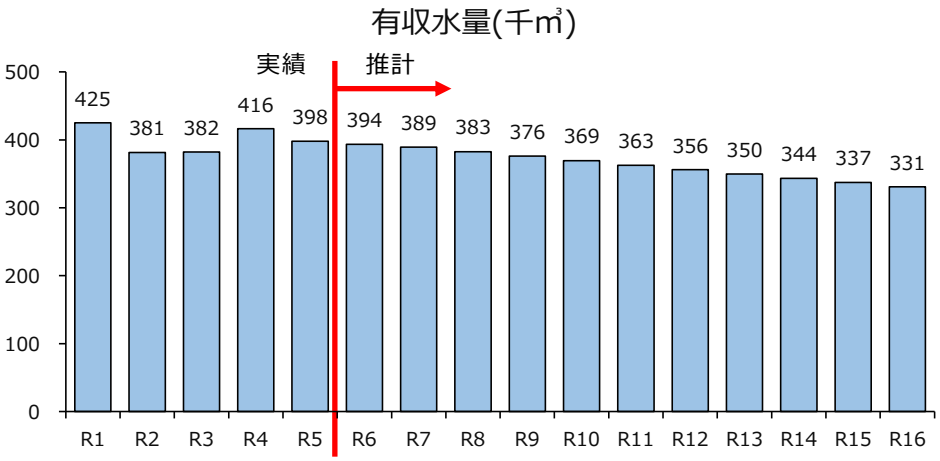

（３）料金収入の見通し

・本町の料金収入(税抜)は、次の方法により推計しています。
・有収水量（推計値）×供給単価（有収水量 1 ㎥当たりの料金収入：R7 年度予算）
・令和 7 年度における料金改定（約 27%）を加味した場合、計画期間末の令和 16 年度には、有収水量の減少はあるものの、令和 5 年度（24.1 百万円）から 15%程度増加し、27.8 百万円程度になる予測となっています。

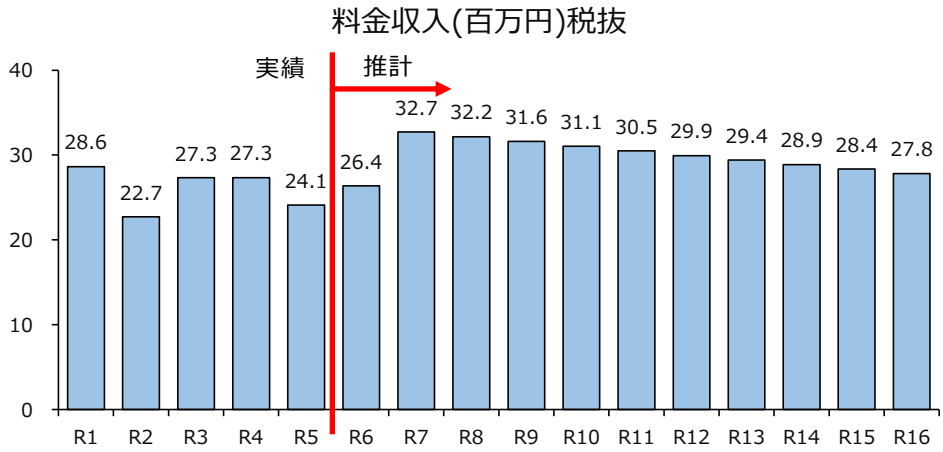

（４）施設の見通し

管路、施設・設備の老朽化が進行していることから、耐震対応の管路改修に向け取り組んでいるところです。今後も計画的な管路更新を進めていくことが必要であり、施設の延命化、更新と併せ、費用と料金収入等を考慮しながら、更新を図っていく予定です。

（５）組織の見通し

令和 6 年度時点において、簡易水道事業の運営にあたる職員数は 1 名（損益勘定支弁職員）です。今後における職員数の見通しについては、現在の体制で事業運営にあたります。

３．経営の基本方針

水道は、住民の生活や事業活動を支える重要なライフラインであり、広く均等に、清浄な水を、いついかなる時においても、安定的に供給することは、町の責務といえます。「安全・強靱・持続」の視点をもって、事業運営に取り組んでいきます。

○水道事業を取り巻く環境の変化を踏まえ、生活環境の向上や生活様式の多様化などによる水需要の変化に対応するとともに、中山間地域を含め町内における居住を促進するため、簡易水道施設の充実と給水区域の拡張・統合などを推進し、安心・安全で安定した飲料水の供給を図ります。

○原価削減に努めるとともに、財政的に持続可能な健全な運営を確保すべく、経営状況を正確に予測した上で適正な水道料金の徴収に努めていきます。

４．投資・財政計画（収支計画）

（１）投資・財政計画（収支計画）：別紙のとおり

（２）投資・財政計画（収支計画）の策定に当たっての説明

① 収支計画のうち投資についての説明

目標	老朽化した施設および管路について合理化を踏まえた更新事業を進め、安定給水に努めます。 ＜目標＞計画期間　R16 年度末における目標 ・有収率　：R16 年度 60%以上 ←（R5 年度 59.7%) ＜考え方＞ ・管路の経年劣化に対応するとともに、耐震化率及び有収率の向上に伴う収益性の改善を図るためには、適切なペースで管路を更新することが重要であるため目標として設定しました。 ・引き続き、有収率の向上を重要指標として経営に取り組むものとします。

② 収支計画のうち財源についての説明

目標	料金収入が減少していくなかで、起債の活用や経費の削減、施設の運用の効率化を進め、健全的な経営に努めます。 ＜目標＞　計画期間　R16 年度末における目標 ・経常収支比率：100%以上 ＜考え方＞ 財源（国庫補助金・交付金、繰入金、国庫補助金等）の積算の考え方は次のとおりです。 ＜国庫補助金＞ ・国庫補助対象事業の交付条件から算定 ＜他会計補助金等＞ ・国が示す繰出基準に基づき算定し、さらに、財政部局と協議の上、基準以外の繰入金も一般会計から繰り入れする試算としています。 ＜企業債＞ ・建設改良費から特定財源（国庫補助金、出資金等）を控除した額に対し、起債を充てる予定としています。 ・新規発行企業債の発行条件は、元利均等方式、償還期間　30　年、うち据置 5 年、利率は 3.0%以内で想定しています。

③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

【投資以外の経費(委託料、修繕費、動力費、人件費など)の積算の考え方】

＜委託料に関する事項＞

・現行の委託業務形態が当面継続することを前提に、令和 7 年度予算を元にして物価上昇率を加味して試算しています。

＜動力費、光熱水費、通信運搬費、修繕費、薬品費に関する事項＞

・令和 7 年度予算を元にして、物価上昇率を加味して試算しています。

＜材料費、路面復旧費に関する事項＞

・該当なし。

＜人件費に関する事項＞

・令和 7 年度予算を元にして、1 人当たり平均年間給与費×職員数により試算しています。

＜その他＞

・令和 7 年度予算を元にして、物価上昇率を加味して試算しています。

【収支計画の策定に当たって反映した経費削減の取組】

・投資以外の経費について、上記により試算しており、収支計画の策定に当たって行った経費削減の取り組みはありません。

（３）投資・財政計画（収支計画）に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

① 投資の合理化、費用の見直しについての検討状況等

広域化	簡易水道事業の広域連携等について、「高知県水道広域化推進プラン検討委員会」において検討していきます。
民間の資金・ノウハウ等の活用(PPP/PFI等の導入等)	民間活用における官民のリスク分担やそのことによる利害得失（リスク及びメリット）を把握すると共に、県下における民間活用の動向や具体的な事例を把握し、個別業務のアウトソーシング（検針、料金徴収事務の一部を含む）から包括的民間委託の導入など段階的な実施検討を継続的に行います。
アセットマネジメントの充実(施設・設備の長寿命化等による投資の平準化)	計画期間中に既存施設の長寿命化計画の策定などを検討し、投資の平準化等に取組むこととします。
施設・設備の廃止・統合(ダウンサイジング)	人口動向及びそれに伴う水需要を勘案し、老朽化に伴う施設の更新の機会を活用したダウンサイジングを検討します。
施設・設備の合理化(スペックダウン)	上記ダウンサイジングと同様です。
その他の取組	特記事項なし。

② 財源についての検討状況等

料金	原則として、利用料収入による運営体制が構築できるよう、引き続き、住民生活への影響を配慮し理解を得ながら、適正かつ公平な負担となる料金体系を検討していきます。
企業債	世代間負担の公平性を確保し、企業債の償還により経営が圧迫することのないよう、計画的な起債を実施していきます。
繰入金	一般会計からの繰入に過度に依存することのないよう資金繰りに努めていきます。
資産の有効活用等※による収入増加の取組	余剰施設等が発生した場合には、売却や貸付等、資産の有効な活用を検討していきます。
その他の取組	特記事項なし。

※遊休資産の売却や貸付、債券運用の導入、小水力発電や太陽光発電など

５．経営戦略の事後検証、改定等に関する事項

経営戦略の事後検証、改定等に関する事項	将来にわたって安定的に事業を継続していくため、PDCA（計画・実施・検証・見直し）サイクルの考えに基づき、投資・財政計画の達成状況について毎年度進捗管理を実施し、計画と実績の乖離を検証するとともに必要な対策を講じます。 また、料金体系の変更や民間活力の活用等により収支計画に大きな修正が必要となる場合においては、見直しを実施するほか、概ね５年ごとに総合的な検証を行い、さらなる現状分析や社会状況の変化などを考慮し、本戦略の更新を行います。

６．その他

① 料金回収率向上に向けたロードマップ

料金回収率は、給水に係る費用が、どの程度給水収益で賄えているかを表した指標であり、料金回収率が 100%を下回っている場合、給水に係る費用が給水収益以外の収入で賄われていることを意味します。

本町の簡易水道事業における料金回収率は、経営比較分析表に示したとおり、令和５年度時点において 30.08%（公営企業会計法の適用前）となっており、100%を下回っている状況です。

簡易水道事業は令和 6 年度から公営企業会計法の適用に移行したことにより、料金回収率は令和 6 年度決算見込みでは 44%となっております。

今後、有収水量は、少子高齢化等の影響による給水人口の減少を受け、10 年後に当たる令和 16 年度には、令和 5 年度の 83%程度に減少する予測となっています。

この影響を受け、料金収入が減少し料金回収率も低下することから、令和 7 年度に料金改定を行い料金回収率の向上を図りました。

今後とも、料金回収率の動向をモニタリングして、定期的な料金体系の見直しを図り、料金回収率の向上につなげます。

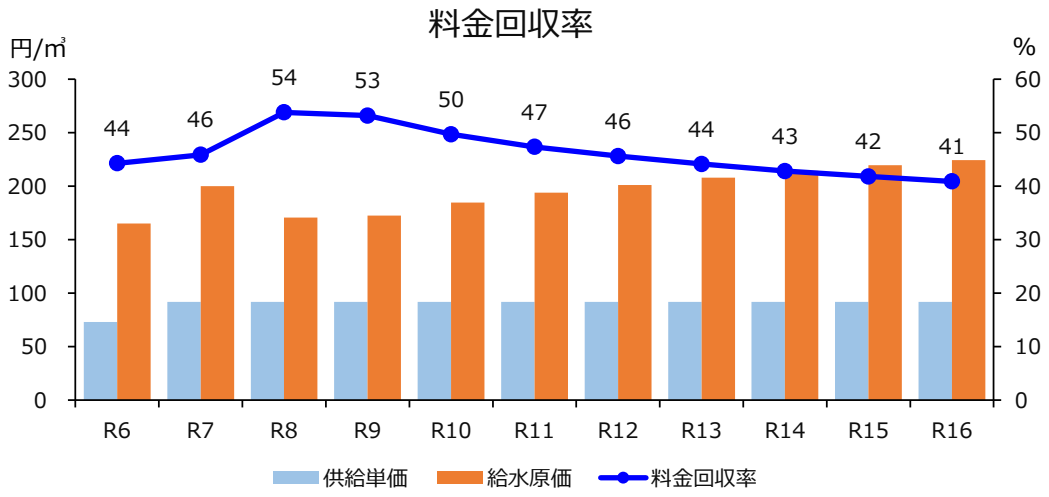

７．経営戦略ひな形様式（別紙）

「経営戦略策定・改定マニュアル(令和４年１月改定　総務省)」に示された「経営戦略ひな形様式(別紙)」を次のとおり添付します。

別紙　様式第２号（法適用企業・収益的収支）投資・財政計画（収支計画）

別紙　様式第２号（法適用企業・資本的収支）投資・財政計画（収支計画）

別紙　原価計算表

様式第2号（法適用企業・収益的収支）

投資・財政計画（収支計画）

R5　R6　（単位：千円，％）

区分	年度	前々年度(決算)	前年度(決算見込)	本年度 R7	2026 R8	2027 R9	2028 R10	2029 R11	2030 R12	2031 R13	2032 R14	2033 R15	2034 R16
収益的収支	収益的収入 1. 営業収入 (A)	－	27,364	33,120	32,559	32,000	31,441	30,882	30,323	29,796	29,269	28,742	28,215
	(1) 料金収入	－	26,364	32,728	32,169	31,610	31,051	30,492	29,933	29,406	28,879	28,352	27,825
	(2) 受託工事収益 (B)	－	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	(3) その他	－	1,000	392	390	390	390	390	390	390	390	390	390
	2. 営業外収益	－	59,548	58,548	44,540	44,604	48,897	52,469	53,852	56,174	57,086	57,894	58,830
	(1) 補助金	－	45,000	40,000	26,000	26,000	30,000	33,000	34,000	36,000	37,000	38,000	39,000
	他会計補助金	－	45,000	40,000	26,000	26,000	30,000	33,000	34,000	36,000	37,000	38,000	39,000
	その他補助金	－	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	(2) 長期前受金戻入	－	14,538	14,538	14,530	14,594	14,887	15,459	15,842	16,164	16,076	15,884	15,820
	(3) その他	－	10	4,010	4,010	4,010	4,010	4,010	4,010	4,010	4,010	4,010	4,010
	収入計 (C)	－	86,912	91,668	77,099	76,604	80,338	83,351	84,175	85,970	86,355	86,636	87,046
	収益的支出 1. 営業費用	－	66,265	80,392	67,640	66,463	68,488	70,078	71,324	72,317	72,790	72,714	72,671
	(1) 職員給与費	－	5,642	5,688	5,744	5,803	5,860	5,742	5,802	5,859	5,917	5,801	5,857
	基本給	－	3,266	3,242	3,274	3,307	3,340	3,273	3,306	3,339	3,373	3,305	3,338
	退職給付費	－	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	その他	－	2,376	2,446	2,470	2,496	2,520	2,469	2,496	2,520	2,544	2,496	2,519
	(2) 経費	－	25,673	37,855	23,099	20,805	21,013	21,223	21,435	21,649	21,865	22,084	22,305
	動力費	－	73	73	74	74	75	76	77	77	78	79	80
	修繕費	－	4,229	4,611	4,657	4,704	4,751	4,798	4,846	4,895	4,944	4,993	5,043
	材料費	－	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	その他	－	21,371	33,171	18,368	16,027	16,187	16,348	16,512	16,677	16,843	17,012	17,182
	(3) 減価償却費	－	34,550	35,539	37,487	38,545	40,305	41,803	42,777	43,499	43,697	43,519	43,200
	2. 営業外費用	－	6,079	5,510	6,700	7,563	8,873	9,805	10,150	10,465	10,745	10,992	11,195
	(1) 支払利息	－	5,179	5,500	6,690	7,553	8,863	9,795	10,140	10,455	10,735	10,982	11,185
	(2) その他	－	900	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10
	支出計 (D)	－	72,344	85,902	74,340	74,026	77,361	79,883	81,475	82,782	83,535	83,705	83,866
	経常損益 (C)-(D) (E)	－	14,568	5,766	2,759	2,578	2,977	3,467	2,700	3,188	2,820	2,931	3,179
特別利益 (F)		－	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10
特別損失 (G)		－	1,772	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10
特別損益 (F)-(G) (H)		－	△ 1,762	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
当年度純利益（又は純損失） (E)+(H)		－	12,806	5,766	2,759	2,578	2,977	3,467	2,700	3,188	2,820	2,931	3,179
繰越利益剰余金又は累積欠損金 (I)		－	0	12,806	18,571	21,330	23,907	26,883	30,350	33,049	36,237	39,056	41,986
流動資産 (J)		－	106,486	121,594	128,874	138,632	148,496	155,365	160,399	164,461	167,195	167,959	168,064
	うち未収金	－	7,258	9,120	8,960	8,810	8,660	8,500	8,350	8,200	8,060	7,910	7,770
流動負債 (K)		－	24,449	26,812	27,094	27,072	28,755	30,449	32,344	33,626	35,719	36,406	37,452
	うち建設改良費分	－	20,585	21,508	23,355	23,567	25,215	26,910	28,769	30,016	32,074	32,761	33,772
	うち一時借入金	－	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	うち未払金	－	3,378	4,780	3,210	2,970	3,000	3,010	3,040	3,070	3,100	3,110	3,140
累積欠損金比率 (I) ÷ {(A)-(B)} × 100		－	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
地方財政法施行令第15条第1項により算定した資金の不足額 (L)		－	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
営業収益－受託工事収益 (A)-(B) (M)		－	27,364	33,120	32,559	32,000	31,441	30,882	30,323	29,796	29,269	28,742	28,215
地方財政法による資金不足の比率 (L) ÷ (M) × 100		－	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
健全化法施行令第16条により算定した資金の不足額 (N)		－	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
健全化法施行規則第6条に規定する解消可能資金不足額 (O)		－	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
健全化法施行令第17条により算定した事業の規模 (P)		－	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
健全化法第22条により算定した資金不足比率 (N) ÷ (P) × 100		－	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

様式第2号（法適用企業・資本的収支）

投資・財政計画（収支計画）

区分		年度	前々年度 (決算) R5	前年度 (決算見込) R6	本年度 R7	2026 R8	2027 R9	2028 R10	2029 R11	2030 R12	2031 R13	2032 R14	2033 R15	2034 R16
資本的収入	資本的収入	1. 企業債	－	47,000	54,000	56,000	80,000	60,000	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000
		うち資本費平準化債	－	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		2. 他会計出資金	－	80,000	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		3. 他会計補助金	－	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		4. 他会計負担金	－	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		5. 他会計借入金	－	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		6. 国（都道府県）補助金	－	0	0	4,000	20,000	40,000	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000
		7. 固定資産売却代金	－	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		8. 工事負担金	－	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		9. その他	－	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		計 (A)	－	127,000	54,000	60,000	100,000	100,000	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000
		(A)のうち翌年度へ繰り越される支出の財源充当額 (B)	－	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		純計 (A)-(B) (C)	－	127,000	54,000	60,000	100,000	100,000	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000
収支	資本的支出	1. 建設改良費	－	43,470	51,165	60,500	100,500	100,500	50,500	50,500	50,500	50,500	50,500	50,500
		うち職員給与費	－	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		2. 企業債償還金	－	23,479	20,585	21,508	23,355	23,567	25,215	26,910	28,769	30,016	32,074	32,761
		3. 他会計長期借入返還金	－	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		4. 他会計への支出金	－	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		5. その他	－	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		計 (D)	－	66,949	71,750	82,008	123,855	124,067	75,715	77,410	79,269	80,516	82,574	83,261
資本的収入額が資本的支出額に不足する額 (D)-(C) (E)			－	0	17,750	22,008	23,855	24,067	25,715	27,410	29,269	30,516	32,574	33,261
補填財源		1. 損益勘定留保資金	－	0	9,148	16,871	16,537	18,567	22,943	24,638	26,497	27,744	29,802	30,489
		2. 利益剰余金処分額	－	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		3. 繰越工事資金	－	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		4. その他	－	0	8,602	5,137	7,318	5,500	2,772	2,772	2,772	2,772	2,772	2,772
		計 (F)	－	0	17,750	22,008	23,855	24,067	25,715	27,410	29,269	30,516	32,574	33,261
補填財源不足額 (E)-(F)			－	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
他会計借入金残高 (G)			－	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
企業債残高 (G)			－	608,062	641,477	675,969	732,614	769,047	773,832	776,922	778,153	778,138	776,063	773,302

○他会計繰入金

（単位：千円）

区分		年度	前々年度 (決算)	前年度 (決算見込)	本年度 R7	2026 R8	2027 R9	2028 R10	2029 R11	2030 R12	2031 R13	2032 R14	2033 R15	2034 R16
収益的収支分			－	46,000	40,392	26,390	26,390	30,390	33,390	34,390	36,390	37,390	38,390	39,390
	うち基準内繰入金		－	3,590	3,142	3,735	4,166	4,821	5,288	5,460	5,617	5,758	5,881	5,982
	うち基準外繰入金		－	42,410	37,250	22,655	22,224	25,569	28,102	28,930	30,773	31,632	32,509	33,408
資本的収支分			－	80,000	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	うち基準内繰入金		－	80,000	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	うち基準外繰入金		－	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計			－	126,000	40,392	26,390	26,390	30,390	33,390	34,390	36,390	37,390	38,390	39,390

原価計算表

供用年月日　昭和 30 年 4 月 1 日
給水人口　2,758人
計算期間　自 : 令 和 7 年 4 月
至 : 令 和 17 年 3 月
（10年間）

収入の部

項目	金額（千円）			
	最近１箇年間の実績（R6年度決算見込）	投資・財政計画計上額（10年間平均）（A）	公費負担分（10年間平均）（B）	料金対象収支（A）－（B）
料金 (X)	26,364	30,244	0	**30,244**
給水装置工事費	0	0	0	0
その他	60,548	53,680	0	53,680
合計	86,912	83,924	0	83,924

支出の部

項目			金額（千円）			
			最近１箇年間の実績（R6年度決算見込）	投資・財政計画計上額（10年間平均）（A）	公費負担分（10年間平均）（B）	料金対象収支（A）－（B）
営業費用	人件費	基本給	3,266	3,310	3,310	0
		退職給付費	0	0	0	0
		その他	2,376	2,498	2,498	0
	経費	動力費	73	76	0	76
		修繕費	4,229	4,824	0	4,824
		材料費	0	0	0	0
		その他	21,371	18,433	0	18,433
	減価償却費		34,550	41,037	23,801	17,236
営業外費用	支払利息		5,179	9,190	9,190	0
	その他		900	10	10	0
合計 (Y)			71,944	79,377	38,808	**40,569**
			料金算定期間(開始)償却資産(期首残高)	料金算定期間(終了)償却資産(期末残高)	料金算定期間償却資産(平均残高)	資産維持費率※
			1,057,603	713,704	885,654	3%
資産維持費（Z）			※資産維持費＝料金算定期間の平均償却資産残高×資産維持費率			**26,570**
料金対象経費（Y）＋（Z）			(営業及び営業外費用)+(資産維持費)			**67,139**

料金収入／(料金対象経費+資産維持費) : (X)／((Y))+(Z))＊１００＝ **45.0**

<料金水準についての説明>

現行の料金体系は、基本水量を設定した基本料金、メーター使用料、実際に使用した水量に対する超過料金を徴収する二部料金制としており、平成15年4月1日に改定した料金体系としています。

・家庭用：基本水量10㎥まで、基本料金602円、超過料金１㎥につき63円、メータ-使用料27円

今後、老朽水道管の計画的更新や、南海トラフ地震対策の事業の実施により、日常生活に必要不可欠な水道水を持続的に安定して供給していくためには計画的に料金の改定を実施する必要があり、令和７年４月１日より新料金に改定することになりました。

今後とも、健全で安定的な水道事業の継続と住民負担の軽減を念頭においた経営の効率化に務めるとともに、人口減少下において水道事業の安定経営を図るための収支バランス等を慎重に見据え、引き続き、適正な料金体系の検討を行います。